

市川市地球温暖化対策推進協議会

令和 7 年度 定期総会資料



市川市地球温暖化対策推進協議会 設立趣意書

私たちは、産業革命以降、豊かで便利な生活を求め、社会経済活動を活発化させてきました。しかし、その結果、大気中には、大量の温室効果ガスが排出され、それに伴う地球温暖化の急激な進行を招きつつあります。このままでは、多様な生物の生存を脅かすのみならず、人類の生存をも危うくすることが懸念されています。

市川市は今、誰もが健やかに暮らせる「健康都市」を目指し、取り組んでいます。その実現と継承のためには、豊かな自然や限りある資源を子どもたちに残していくことが必須です。

このかけがえのない地球環境は、今生きている私たちだけのものではありません。子どもたちの未来を見据え、今こそ行動を開始する時です。

大人の私たちが自ら、率先して地球温暖化対策に取り組んでいきましょう。そのための推進組織として、市民、事業者、関係団体、市で構成する「市川市地球温暖化対策推進協議会」をここに設立いたします。

平成 22 年 11 月 24 日

「市川市地球温暖化対策推進協議会」暫定役員会一同

資料一覧

【議題】

- 1) 第1号議案 「令和6年度 事業報告」・・・1頁
- 2) 第2号議案 「令和6年度 決算」・・・2頁
「令和6年度 監査報告書」・・・3頁
- 3) 第3号議案 「令和7年度 事業計画（案）」・・・5頁
- 4) 第4号議案 「令和7年度 予算（案）」・・・7頁
- 5) 第5号議案 「役員の選出について（案）」・・・8頁
- 6) 第6号議案 「総会の書面会議規程の策定」・・・10頁

【参考資料】

- 役員名簿・・・・・・・・・・・・・・15頁
- 市川市地球温暖化対策推進協議会 規約・・・・・・16頁
- 市川市地球温暖化対策推進協議会 細則・・・・・・19頁
- 「低炭素地域づくりサミット2011 in いちかわ」
共同宣言（いちかわ宣言）・・・21頁

令和 6 年度事業報告

(令和 6 年 5 月 1 日 ～ 令和 7 年 4 月 30 日)

活動テーマ：50 万人のクールチョイスいちかわ～2030 年に向けて～

時 期	事業名	内 容 ・ 実 績
5 月	定期総会	書面開催
6 月 2 5 日	事業者向け 省エネルギーセミナー	中小企業などの事業者向けに省エネ推進、太陽光発電導入等の説明会を実施。 参加者 9 事業者 1 8 名
7 月～9 月	未来ノートによる 出前授業	小学 4 年生を対象に「未来ノート」を使った出前授業を実施。 実施校 1 校 5 クラス 1 4 5 名 (鬼高小学校)
8 月 2 0 日	地球温暖化防止特別 講演会	さかなクンのギョギョッとびっくりお魚の話 in いちかわ 講師 さかなクン氏 参加者 1, 1 6 8 名
9 月	臨時総会	書面開催 市川市地球温暖化対策推進協議会協力金等支給基準の制定
1 0 月 2 0 日	いちかわ環境フェア 2024	「いちかわ環境フェア」を市と共催し、クイズラリーの実施やブースの出展。 来場者数 約 6, 8 0 0 名
1 1 月 8 日	環境映画上映会	幅広い世代への普及啓発を目的とした環境映画上映会。「0 円キッチン」 来場者数 9 0 名
2 月 1 日	環境かるた大会	小学生を対象に、環境かるたを使い、遊びながら環境について学ぶかるた大会。 会場 KeiyoGAS Community Terrace 参加者 3 1 名
3 月 2 2 日	エコキャンパスツアー	自然エネルギー 100% 大学である千葉商科大学の見学ツアー。 来場者数 大人 22 名 子ども 20 名
1 月～3 月	地域協議会合同会議	他の地域協議会との意見交換を通じて交流を図り、地域レベルでの温暖化対策を進めていく。 担当 横浜市（書面会議にて実施）
通年	会員加入の 促進	事業の実施を通じての会員募集 ■個人 235 名、団体 37 団体 【R 6. 4 月末現在】 ■個人 226 名、団体 37 団体 【R 7. 4 月末現在】

令和6年度 決算

(収入の部)

(単位：円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	流充用額	予算現額	収入済額	予算現額と 収入済額との 比較	備考
前年度繰越金	310,812	0	0	310,812	310,812	0	
寄附金	30,000	0	0	30,000	35,000	5,000	環境フェア協賛金
その他の収入	400,000	0	0	400,000	439,828	39,828	市負担金、県環境財団助成金
合計	740,812	0	0	740,812	785,640	44,828	

(支出の部)

(単位：円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	流充用額	予算現額	支出済額	予算現額と 支出済額との 比較	備考
総会運営費	10,000	0	100	10,100	10,080	20	
消耗品費	0	0	0	0	0	0	
通信運搬費	10,000	0	100	10,100	10,080	20	会員宛案内送付及び報告書郵送代
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	
事業費	603,500	0	11,270	614,770	399,612	215,158	
謝礼金	20,000		0	20,000	0	20,000	
協力金	34,500	0	0	34,500	25,000	9,500	エコキャンパスツアー等協力金
消耗品費	179,000	0	0	179,000	114,791	64,209	環境フェアクイズラリー景品等
使用料及び 賃借料	120,000	0	10,000	130,000	127,380	2,620	親子環境映画上映会DVDレンタル代
会場費	125,000	0	0	125,000	41,790	83,210	親子環境映画上映会会場等
印刷製本費	108,000	0	0	108,000	76,331	31,669	イベントPR用ちらし作成等
通信運搬費	1,000	0	1,270	2,270	2,270	0	ソーラーミーカー送付代等
旅費交通費	16,000	0	0	16,000	12,050	3,950	イベント、協力金交通費等
予備費	127,312	0	△ 11,370	115,942	46,320	69,622	イベント用つり銭代、銀行窓口両替手数料として
合計	740,812	0	0	740,812	456,012	284,800	

収入済額 ー 支出済額 = 翌年度繰越額
785,640 円 ー 456,012 円 = 329,628 円

令和7年5月1日
市川市地球温暖化対策推進協議会
会長 伊藤 康

令和6年度 監査報告書

令和6年度市川市地球温暖化対策推進協議会の会務及び収支決算
について監査を行ったところ、その運営及び経理事務は適正にして妥当
と認められました。

令和 7年 5月 1日

市川市地球温暖化対策推進協議会

監事 市 来 均 

監事 _____ (印)

令和6年度 監査報告書

令和6年度市川市地球温暖化対策推進協議会の会務及び収支決算
について監査を行ったところ、その運営及び経理事務は適正にして妥当
と認められました。

令和 7年 5月 1日

市川市地球温暖化対策推進協議会

監事 齋藤真実 

監事 _____ (印)

令和 7 年度 事業計画（案）

1. 本会の目的：

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく対策、主に日常生活における温室効果ガスの削減を、市民・事業者・関係団体および市が協働で推進する。

2. 事業年度：令和 7 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日

3. 活動テーマ

「今くいとめる地球沸騰化 ～2030 年にむけて～」

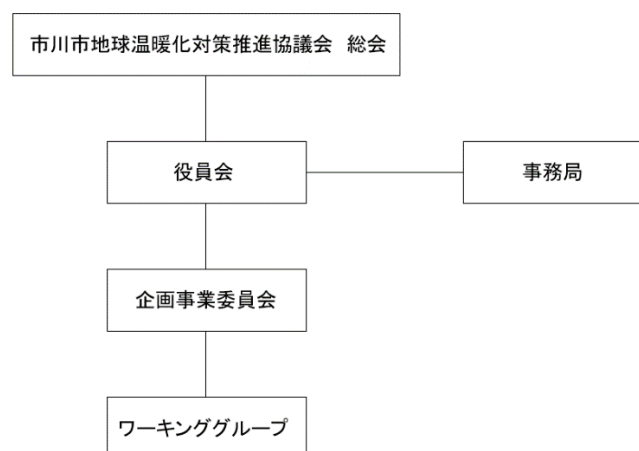
4. 活動の方向性：

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、2030 年温室効果ガス 50%削減という目標に向けて活動していく。

市民・事業者が地球温暖化を自分事として捉え、自ら率先して行動するように、省エネや節電、再エネの必要性だけでなく、設備導入による経済メリットなども含め、様々な周知・啓発を実施する。

環境学習等を推進することにより、地球温暖化の問題意識を市民や事業者と共有し、日々の生活や活動の中で、温暖化対策に取り組む契機となる機会を提供していく。

5. 組織構成：



6. 令和7年度 事業計画（年間スケジュール）

時 期	件 名	内 容
5 月	定期総会	予算決算・事業計画の承認を求める ○書面開催
6 月 7 日	いちかわ環境フェア 2025	「いちかわ環境フェア」を市と共催し、クイズラリーの 実施やブースの出展
6 月	事業者向け 省エネルギーセミナー	事業者向けの省エネ設備導入に関するセミナー。市 の補助金についての説明も実施。
7～9 月	未来ノート	「未来ノート」を使用した、子どもたちによる地球温暖 化の学習
8 月	親子環境映画 上映会	若い世代への普及啓発や「クールシェア」を目的とし た映画上映会
11 月～2 月	地球温暖化防止 特別講演会	地球温暖化問題の現状とその原因と対策について の知識を深めることを目的とした講演会
1 月	環境かるた大会	環境かるたを使い、遊びながら学べる、小学生を対 象としたかるた大会
1 月～3 月	地球温暖化対策地 域協議会合同会議	各地域協議会の活動報告および意見交換
実施時期 未定	エコキャンパスツアー	自然エネルギー100%大学である千葉商科大学の 見学ツアー。学生団体 SONE との連携。
通年	会員加入の促進	事業の実施に通じての会員募集 ■個人 226 名、団体 37 団体 【R7.4 月末現在】

第4号議案

令和7年度 予算

<収入の部>

(単位：円)

科目	予算額		比較増減	備考
	本年度	前年度		
前年度繰越金	329,628	310,812	18,816	
寄附金	40,000	30,000	10,000	クイズラリー協賛金
その他の収入	460,000	400,000	60,000	市負担金、千葉県環境財団助成金等
合 計	829,628	740,812	88,816	

<支出の部>

(単位：円)

科目	予算額		比較増減	備考
	本年度	前年度		
総会運営費	13,200	10,100	3,100	
消耗品費	0	0	0	
通信運搬費	13,200	10,100	3,100	会員宛案内郵送代
旅費交通費	0	0	0	
事業費	774,600	614,770	159,830	
謝礼金	100,000	20,000	80,000	地球温暖化防止月間特別講演会における講師謝礼金
協力金	41,600	34,500	7,100	エコキャンパスツアー等において学生に支払う協力金
消耗品費	149,000	179,000	△ 30,000	クイズラリー景品、かるた大会賞状景品代等
賃借料	130,000	130,000	0	親子映画DVDレンタル代
会場費	165,000	125,000	40,000	親子映画会場代、地球温暖化防止月間特別講演会会場代
印刷製本費	155,000	108,000	47,000	未来ノート印刷代、親子映画ちらし等印刷代
通信運搬費	17,000	2,270	14,730	省エネルギーセミナーちらし郵送代、親子映画DVD返却郵送代
旅費交通費	17,000	16,000	1,000	未来ノート等において学生に支払う交通費
予備費	41,828	115,942	△ 74,114	
合 計	829,628	740,812	88,816	

役員の選出について（案）

現役員の任期は、令和 5 年 5 月 23 日から令和 7 年度の総会の日までとなっておりますが、富田博理事、山岡和宏理事が一身上の都合により、役員の職を辞する意思を表明されたため、新たに 3 名の役員候補者を次のとおり提案いたします。

○役員退任希望者

No.	氏名	所属団体等
1	富田 博	NPO 法人いちかわ地球市民会議
2	山岡 和宏	

○新役員（案）

No.	氏名	所属団体等
1	平野 将人	非営利型一般社団法人銀座環境会議
2	横井 孝佳	第 10 期市川市環境活動推進員
3	鶴田 柊翔	千葉商科大学 学生団体 SONE

市川市地球温暖化対策推進協議会役員候補

令和7年5月2日現在

No.	役 名	氏 名	所属等
1	理事	イチキ ヒトシ 市来 均	公益財団法人 市川市清掃公社 理事長
2	理事	イトウ ヤスシ 伊藤 康	千葉商科大学 人間社会学部教授
3	理事	ウエキ カツヤ 植木 克弥	東京電力パワーグリッド株式会社 京葉支社 支社長代理
4	理事	ウエダ マサミ 上田 雅巳	京葉ガス株式会社 葛南支社 お客様サービス グループマネージャー兼葛南支社長代理
5	理事	ウメヅ ヒサオ 梅津 尚夫	北越コーポレーション株式会社 白板紙事業本部 関東工場 安全環境管理室長
6	理事	カタヤマ マサヒロ 片山 雅寛	千葉県地球温暖化防止活動推進員
7	理事	キタジマ カンタ 北嶋 寛太	千葉商科大学 学生
8	理事	クロダ カズヒロ 黒田 和宏	市川商工会議所 議員
9	理事	サイトウ マミ 齋藤 真実	NPO法人いちかわ電力コミュニティ 理事長
10	理事	タカハシ コ 高橋 ひろ子	市川市婦人団体連絡協議会 副会長
11	理事	タカムラ タミオ 高村 民雄	千葉大学名誉教授
12	理事	タナカ ミサコ 田中 美砂子	第5期市川市環境活動推進員
13	理事	ニシクラ カズヒロ 西倉 和弘	市川市環境部総合環境課 課長
14	理事	ヒラノ マサト 平野 将人	非営利型一般社団法人銀座環境会議 代表理事
15	理事	ツルタ シュウト 鶴田 柊翔	千葉商科大学 学生団体SONE
16	理事	ヨコイ タカヨシ 横井 孝佳	第10期市川市環境活動推進員
17	理事	ヨコタ レイナ 横田 礼名	市川市立新浜小学校 校長

第 6 号議案

市川市地球温暖化対策推進協議会総会 書面会議規程の策定について

本協議会の総会を書面で開催する場合、規程がないため、この度、市川市地球温暖化対策推進協議会総会 書面会議規程(案)を作成いたしました。

1. 当該規定(案)の目的

本協議会の規約には対面による総会の開催のみ定めていることから、書面による開催に関する規程を定めることを目的としております。

2. 規程(案)の概要

- (1) 会員の方は市公式 Web サイトに掲載された審議事項を確認する
- (2) 会員の方は審議事項に反対の場合に限り、投票用紙を記載し投票する
- (3) 反対投票数が会員の過半数に満たない場合は、議案内容を可決とする

市川市地球温暖化対策推進協議会総会 書面会議規程（案）

（目的）

第1条 市川市地球温暖化対策推進協議会総会（以下、「総会」という。）における、審議の迅速化及び会議運営の効率化の観点から、書面による会議（以下、「書面会議」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 書面会議では、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）運営方針に関する事
- （2）事業計画及び予算に関する事
- （3）事業報告及び決算に関する事
- （4）役員の選出に関する事
- （5）規約の改正に関する事
- （6）その他、運営に関する必要事項

（議決権）

第3条 議決権は、会員1名につき1票とする。

（投票等の形式）

第4条 審議事項に反対の場合に限り、次に掲げる事項を投票用紙（様式第1号）に記載の上、投票する。

- （1）投票者の氏名
- （2）反対する議案の各号
- （3）反対する理由

2 審議事項への意見がある場合は、次に掲げる事項を意見等記入票（様式第2号）に記載の上、提出する。

- （1）提出者の氏名
- （2）審議事項への意見

（審議）

第5条 審議手順は、次の各号に掲げる順序による。

- （1）電子メール又は郵送にて審議事項に関する資料を掲載しているウェブアドレスの案内
- （2）審議事項に関する質問への回答及び採決確認
- （3）審議結果の報告

（採決）

第6条 各議案の反対票数が会員の過半数に満たない場合は、議案内容を可決とする。

2 各議案に反対の投票がない会員は賛成したものとする。

3 無記名投票及び採決期間を過ぎて配信された投票は無効票とする。

(規程の変更)

第7条 本規程の改定は、総会の承認を得るものとする。

附則 この規程は令和7年〇月〇日から施行する。

様式第1号

投票用紙

審議事項に反対の場合、次の事項を記載の上、ご提出ください。

氏名 : _____

反対する議案の各号： _____

反対する理由

[illegible]

様式第 2 号

意見等記入票

審議事項について、意見や質問がございましたらご提出ください。

氏名 :

No.	ページ番号	意見等
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

令和6年度 市川市地球温暖化対策推進協議会役員一覧

(令和7年4月現在)

No.	役 名	委員会	氏 名	所属等
1	理事（会長）		伊藤 康	千葉商科大学 人間社会学部教授
2	理事（副会長）		片山 雅寛	千葉県地球温暖化防止活動推進員
3	理事（会計）		田中 美砂子	市川市環境活動推進員
4	理事		梅津 尚夫	北越コーポレーション株式会社 関東工場 安全環境管理室長
5	理事		植木 克弥	東京電力パワーグリッド株式会社 京葉支社 支社長代理
6	理事	企画事業	上田 雅巳	京葉ガス株式会社 葛南支社 お客さまサービスグループマネージャー兼 葛南支社長代理
7	理事	企画事業	北嶋 寛太	千葉商科大学 学生団体SONE
8	理事		横田 礼名	市川市立新浜小学校 校長
9	理事		黒田 和宏	市川商工会議所 議員
10	理事		高橋 ひろ子	市川市婦人団体連絡協議会 副会長
11	理事	企画事業	高村 民雄	千葉大学名誉教授
12	理事	企画事業	富田 博	NPO法人 いちかわ地球市民会議
13	理事		西倉 和弘	市川市総合環境課 課長
14	理事		山岡 和宏	
15	監事		市来 均	公益財団法人 市川市清掃公社 理事長
16	監事	企画事業	齋藤 真実	NPO法人 いちかわ電力コミュニティ 理事長

市川市地球温暖化対策推進協議会 規約

(名称)

第1条 この団体の名称は、市川市地球温暖化対策推進協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく対策、主に日常生活における温室効果ガスの削減を、市民・事業者・関係団体および市が協働で推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化対策に係る課題の検討と、啓発及び取り組みの立案に関すること
- (2) 地球温暖化対策に係る啓発及び取り組みの推進に関すること
- (3) 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に係る状況把握及び施策評価、さらに課題の抽出と改善案の提案に関すること
- (4) 地球温暖化対策に係る情報の収集及び提供に関すること
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要なこと

(会員)

第4条 本会の目的に賛同し、活動若しくは協力する個人、事業者、団体、教育機関、行政等が会員となることができる。

- 2 本会の活動に参加、若しくは協力する意思を表明することで入会とする。
- 3 会員は、団体会員及び個人会員とする。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 監事 2名
 - 2 理事のうち1人を会長、1人を副会長、1人を会計とする。
 - 3 会長、副会長及び監事は、役員会において互選する。
 - 4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 6 会計は、会長が指名し、会計に関する事務を掌理する。
 - 7 理事は、役員会に参加し、会務を執行する。
 - 8 監事は、必要に応じて役員会に参加し、本会の経理事務、運営を監理し、会員に経理事務及び事業の監査報告を行う。
 - 9 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 10 役員は、前項の任期が満了した後において、後任の役員が選出されるまでの間は、役員の職務を行うものとする。
 - 11 役員は、再任されることができる。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員会の承認を得てその在職期間を定めて委嘱する。
- 3 顧問は、役員会の求めに応じて、助言を行うほか、会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員会)

第7条 役員会は、役員をもって構成し、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 役員会の議決は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長が認めれば、傍聴している会員も発言することができる。
- 4 役員会は、次の事項を協議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべきこと
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (3) その他、総会の議決を要しない活動に関すること

(総会)

第8条 総会は、定期総会を毎年1回、及び臨時総会を必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会は、役員会から付議された次の事項を協議し、決定する。
 - (1) 運営方針に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 事業報告及び決算に関すること
 - (4) 役員の選出に関すること
 - (5) 規約の改正に関すること
 - (6) その他、運営に関する必要事項

(委員会)

第9条 本会には、本会の活動を推進するため、役員会の承認を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、役員会において別に定める。

(資産)

第10条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄附金
- (2) その他の収入

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

2 本会の予算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

3 本会の決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、市川市環境部総合環境課に置き、事務を処理する。

2 会員から意見等を聴取した場合、役員会若しくは委員会に報告する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1 この規約は、設立の日（平成22年11月24日）から施行する。

2 本会の設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の日から平成23年4月30日までとする。

(附則)（平成23年6月1日）

この規約は、平成23年6月1日から施行する。

(附則)（平成24年10月22日）

この規約は、平成24年10月22日から施行する。

(附則)（平成26年6月4日）

この規約は、平成26年6月4日から施行する。

(附則)（平成27年6月3日）

この規約は、平成27年6月3日から施行する。

(附則)（平成28年6月16日）

この規約は、平成28年6月16日から施行する。

(附則)（令和元年5月31日）

この規約は、令和元年5月31日から施行する。

(附則) (令和 5 年 5 月 23 日)

この規約は、令和 5 年 5 月 23 日から施行する。

市川市地球温暖化対策推進協議会 細則

第 1 章 委員会について

第 1 条 市川市地球温暖化対策推進協議会規約（以下、「規約」という。）

第 9 条第 1 項に定める委員会をつぎのとおり設置することができる。

- (1) 規約第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号に該当し、活動する委員会
- (2) 規約第 3 条第 1 項第 5 号に該当し、活動する委員会
- (3) 役員の選考を行う役員選考委員会
 - 2 前項第 1 号、第 2 号に基づく委員会は、会長が承認した者で構成する。
 - 3 第 1 項第 1 号、第 2 号に基づく委員会には、委員長 1 名、副委員長若干名を置く。委員長は、会長が役員の中から指名し、副委員長は、会長が役員もしくは会員の中から指名する。

第 2 章 役員選考委員会

(定数)

第 2 条 役員選考委員会（以下「選考会」）は、委員 7 名以内をもって組織する。

(選任)

第 3 条 委員は、会員の中で次に掲げる者から構成し、役員会が選任する。

- (1) 市 民
- (2) 事業者
- (3) 環境に係る活動を行っている N P O ・団体の者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政関係者

(委員長)

第 4 条 選考会に委員長を 1 名置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から互選によりその職務を代行する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、役員会の選任から次期役員が総会で承認され、決定するまでとする。

(役員選考基準)

第 6 条 本会の目的並びに活動に賛同し、自ら地球温暖化防止への取り組みを行っている個人・事業者・団体。

- 2 本会の目的並びに活動に賛同する学識経験者。
- 3 行政関係者。

(任務)

第7条 選考会は第6条の役員選考基準に基づき、役員候補を選考し、役員会に提出する。

第3章 ワーキンググループ

(設置)

第8条 細則第1条第1項第1号及び第2号に基づく委員会には、ワーキンググループを置くことができる。

なお、ワーキンググループを設置した場合は、直近の役員会で報告するものとする。

(構成)

第9条 ワーキンググループは、会員のうち、希望者で構成する。

2 ワーキンググループには、リーダー及びサブリーダーを置く。

リーダー及びサブリーダーは、ワーキンググループにおいて互選する。

(役割)

第10条 ワーキンググループは、本会の活動方針に基づき、委員会の下、規約第3条に基づいて具体的な活動を行う。

2 ワーキンググループに関する必要な事項については役員会で別に定める。

第4章 役員会について

(代理出席)

第11条 役員会は、原則として役員の代理出席は認めない。ただし、会長が必要と判断した場合、役員の代理出席を求めることができる。

(附則)

1 この細則は、平成23年1月28日から施行する。

「低炭素地域づくりサミット2011 in いちかわ」

共同宣言（いちかわ宣言）

私たち地球温暖化対策地域協議会は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、住民、事業者、環境活動団体、行政等が連携して地域に根差した地球温暖化対策に取り組んできました。

こうした中、3月11日に起きた東日本大震災は、甚大な被害をもたらし、今も私たちの生活に大きな影響を与えています。

しかし、私たちは、この未曾有の災害から多くのことを学びました。

なかでも、電力需給の逼迫を受けて要請された今夏の節電は、私たち一人ひとりが自主的に行動を起こし、ライフスタイルや事業活動を持続可能なものへと変革しなければならないことを強く認識する契機となりました。

一方、国では温暖化対策に直結する今後のエネルギー政策について、抜本的な見直しの議論が進んでいます。

このことを踏まえ、今私たち地球温暖化対策地域協議会は、地域間の交流を着実に進め、力を合わせ地球温暖化対策に取り組むことで、低炭素社会の実現を目指してまいります。

そして、次のことを共に確認し努力していくことをここに宣言いたします。

1. 地球温暖化対策地域協議会の交流を拡げ、取り組みを全国に発信する
2. 地域で取り組んでいる地球温暖化対策の知識・知恵の共有を進める
3. 地域の地球温暖化対策の課題の共有化と解決策を検討し、それぞれが行動する

平成23年12月18日

葛飾区地球温暖化対策地域協議会
熊谷市地球温暖化対策地域推進協議会
さいたま市地球温暖化対策地域協議会
千葉市地球温暖化対策地域協議会
船橋市地球温暖化対策地域協議会
横須賀市地球温暖化対策地域協議会
横浜市地球温暖化対策推進協議会
市川市地球温暖化対策推進協議会